



<p>出生時</p>	<p>必要無し</p>	<p><b>*「異動届」を書く際の注意点*</b></p> <p>◎“続柄”の欄は、長男・長女など。 ◎異動届の“被扶養者になった日”の欄に生年月日を記入。</p>
<p>幼稚園 保育園</p>	<p>必要無し</p>	<p>◎“職業欄”に年齢を記入。 ◎健康保険組合の“受付日”が扶養開始日(認定年月日)になるので、“被扶養者になった日”の欄は、記入しないでください。 ◎異動届の理由欄に、扶養開始の理由を記入。</p>
<p>小学校 中学校 高校生</p>	<p>必要無し</p>	<p>◎“職業欄”に学年を記入。 (小学校1年・高校3年など) ◎健康保険組合の“受付日”が扶養開始日(認定年月日)になるので、“被扶養者になった日”の欄は、記入しないでください。 ◎異動届の理由欄に、扶養開始の理由を記入。</p>
<p>子 (予備校) 専門学校 短期大学 大学生 大学院生</p>	<p>・被扶養者現況届 に現況を詳しく記入。 ・在学証明書(コピー可) あるいは、 ・学生証のコピー ※遠隔地証の発行が必要な場合は、“申請書”のご記入と、下宿先の「賃貸証明書のコピー」が必要です。</p>	<p>◎“職業欄”に学年を記入。 (短大1年・大学4年など) ◎健康保険組合の“受付日”が扶養開始日(認定年月日)になるので、“被扶養者になった日”の欄は、記入しないでください。 ◎異動届の理由欄に、扶養開始の理由を記入。</p>
<p>卒業後</p>	<p>・被扶養者現況届 に現況を詳しく記入。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. パート、アルバイトなどをしている。</p> <p>・年間収入(見込)証明書</p> <p>2. 長い間無職である。(働けない事情がある場合)</p> <p>市区町村発行の・非課税証明書(直近) 親子、共に署名・捺印の・申立書</p> <p>3. 勤めを辞め、被扶養者になる場合。</p> <p>① 失業給付を受けている、又は受けたとき。 失業給付の受給を完了、または中断したことが明記されている・雇用保険受給資格者証のコピー(顔写真の面) あるいは、職業安定所の発行する証明書を添付。</p> <p>② 失業給付を受けないとき。</p> <p>・「離職票1」「離職票2」 (両方原本のこと) ただし、離職票の交付を受けていない場合は「雇用保険資格喪失確認通知書」</p> </div> <p>↑ 上記から当てはまるものを選択し、必ず！！ 法的な証明・信頼のおける証明を添付してください</p> <p>※勤めをやめて、「学生になる」「パート・アルバイトをする」場合は、両方に対して書類が必要になります。</p>	<p>* 別紙 被扶養者現況届記入例を参照して詳しく書いてください。</p> <p>* 年間収入(見込)証明書は、組合所定の用紙があります。勤務先で証明をもらって下さい。</p> <p>* 書き方等はお問い合わせ下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎健康保険組合の“受付日”が扶養開始日(認定年月日)になるので、“被扶養者になった日”の欄は、記入しないでください。</p> </div> <p>* 離職票1.2.の原本の返却は行いません。失業給付受給の期間は、被扶養者としての認定はできません。原本が必要な場合は、被扶養者の抹消の後原本を返却致します。</p>

<p>父・母</p>	<p>・被扶養者現況届 に現況を詳しく記入。</p> <p>1. 年金受給者ではない場合。 市区町村発行の<b>・非課税証明書(直近)</b></p> <p>2. 年金受給者の場合。 <b>・年金改定通知書,年金振込通知書,年金証書</b> (いずれか1つ、直近分、コピー) ※場合によっては、市区町村発行の<b>・所得証明</b>を求めるともあります。</p> <p>・世帯全員の住民票</p> <p>さらに現況によっては ↓ 下記の書類。</p> <p>1. 勤めを辞めて被扶養者になる場合。 ① 失業給付を受けている、又は受けたとき。 失業給付の受給を完了、または中断したことが明記されている<b>・雇用保険受給資格者証のコピー</b>(顔写真の面) あるいは、職業安定所の発行する証明書を添付。 ② 失業給付を受けないとき。 <b>・「離職票1」「離職票2」</b> (両方原本のこと) ただし、離職票の交付を受けていない場合は「雇用保険資格喪失確認通知書」</p> <p>2. パート、アルバイトなどをしている。 <b>・年間収入(見込)証明書</b></p> <p>3. 自営業を廃止して被扶養者になる場合。 管内税務署の受付印の押された<b>・「個人事業の廃業届出書」</b>(コピー可)</p> <p>上記から当てはまるものを選択し、必ず!! 法的な証明・信頼のおける証明を添付してください。 ※上記に当てはまらない場合はお問い合わせください。</p>	<p>* 別紙 <b>被扶養者現況届記入例</b>を参照して詳しく書いてください。</p> <p><b>*「異動届」を書く際の注意点*</b> ◎異動届の備考欄に、扶養開始の理由を記入。 例)・資格取得の時→資格取得 ・(定年)退職時→(定年)退職 ・同居により扶養 など・・・ ◎健康保険組合の“受付日”が扶養開始日(認定年月日)になるので、“被扶養者になった日”の欄は、記入しないでください。</p> <p>* 切り離さないでご提出ください。</p> <p>* <b>離職票1.2.の原本の返却は行いません。</b>失業給付受給の期間は、被扶養者としての認定はできません。原本が必要な場合は、被扶養者の抹消の後原本を返却致します。</p> <p>* 年間収入(見込)証明書は、<b>組合所定の用紙</b>があります。勤務先で証明をもらって下さい。</p>
<p>その他 被保険者の 三親等内の 親族</p>	<p>・被扶養者現況届 に現況を詳しく記入。</p> <p>・世帯全員の住民票</p> <p>1. 無職、パート、アルバイトなどの場合。 前述「配偶者」を参照。</p> <p>2. 年金受給者である場合。受給者でない場合。 前述「父・母」を参照。</p> <p>3. その他の場合。 各該当箇所を参照。</p>	<p>* 切り離さないでご提出ください。 * 必ず全部証明が必要です。</p> <p>* それぞれ、提出書類が異なる場合があります。 現況を正確に把握して、事前に健康保険組合にお問い合わせください。</p>